

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 25 年度	次回見直し予定	平成 28 年度
条 例 名	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例				
条 例 番 号	平成 21 年神奈川県条例第 27 号	法 規 集	第 8 編第 7 章第 3 節		
所 管 室 課	保健福祉局保健医療部がん対策課				
条 例 の 概 要	受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止するため、県民、保護者、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、公共的施設における禁煙環境の整備及び県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進し、並びに未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	受動喫煙による健康への悪影響は明らかどころだが、依然として、国の法令による受動喫煙防止対策の義務化はされていないことから、受動喫煙による県民の健康への悪影響の未然防止を図るためには、本条例による対応が必要である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例の施行により、受動喫煙による健康影響が広く県民や施設管理者に理解され、また、規制対象である公共的施設は概ね条例で定める禁煙や分煙の措置を実施し、努力義務の施設でも受動喫煙防止対策が進んでいるなど、受動喫煙による県民の健康への悪影響の未然防止に効果を発揮している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例の規制内容は、公共的施設の性質や規模に応じた規制で必要最小限度のものである。また、規制対象施設は概ね条例で定める禁煙や分煙の措置を実施しており、効率的に受動喫煙による県民の健康への悪影響の未然防止が図られている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	「かながわグランドデザイン」実施計画の主要施策の一つである「医食農同源など病気にならない取組みの推進」、「神奈川県医療のグランドデザイン」の「病気にならない取組みの推進」、「県がん対策推進計画」等において、たばこ対策の推進が位置付けられていることから、本条例により、たばこ対策の一つである受動喫煙防止対策を推進することは、県政の基本方針に合致している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	この条例に定めた規制と憲法で定めた権利、他の法令の規制について、比例原則に照らし、受動喫煙による県民の健康への悪影響の未然防止という本条例の目的達成のために必要かつ合理的範囲内であるといえるため、憲法及び健康増進法やたばこ事業法等の法令に抵触するものではない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				